

IC カード特約

1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は、IC カード（従来のキャッシュカードまたはローンカードの機能に加え、全国銀行協会 IC キャッシュカード標準仕様に準拠した IC カードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「IC チップ機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

(2) この特約の適用範囲となる IC カードは以下の種類とします。

① IC キャッシュカード

② IC ローンカード

(3) IC カードに関してこの特約に定めのある事項はこの特約が適用されるものとし、定めがない事項に関しては、

① IC キャッシュカードについては当社所定のキャッシュカード規定

② IC ローンカードについては当社所定のローンカード規定により取扱います。

2. (IC カードの利用範囲)

IC カードにおける IC チップ読取取引（IC カードを利用した取引のうち、IC チップ機能を利用した取引）は、当社および提携先 IC 対応 ATM を利用する場合に提供されます。

当社および提携先 IC 非対応 ATM においては、IC チップ読取取引は利用できません。

3. (1日あたりの利用限度額)

当社は、IC カードの ATM 利用限度額（IC キャッシュカードにおける払戻し、振込、振替えおよびデビットカード取引の合計金額、もしくは IC ローンカードにおける借入れ、振込、振替えの合計金額）について、IC チップ読取取引を行う場合と、IC チップ読取取引を行わない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. (有効期限)

(1) 当社所定の有効期限が設定された IC カードは、有効期限経過後は、ご利用できません。有効期限はカードの表面に西暦（下二桁）で記載された年および月の月末までです。

なお、IC ローンカードについては、カードの有効期限とカードローン取引期限が異なります。当社がカードローン取引期限の延長を認めない場合、IC ローンカードの有効期限経過前であっても、当該 IC ローンカードはご利用できなくなります。

(2) IC カードの有効期限が到来する場合、有効期限のない IC カードを送付します。ただし、IC ローンカードについて有効期限経過前にカードローン契約が終了している場合には、新たな IC ローンカードは送付いたしません。

(3) カード券面に有効期限が表示されていない（または、有効期限が「-」で表示されている）IC カードについては、前2項は適用ありません。

5. (IC 対応 ATM 等の故障時の取扱い)

IC 対応 ATM 等の故障時には、IC チップ機能は利用することはできません。

6. (IC チップ故障時の取扱い等)

(1) IC チップは電子部品のため、故障することがあります。

(2) IC チップの故障等によって、IC 対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC チップ機能は利用することはできません。この場合、当社所定の方法により、すみ

やかに当社に IC カードの再発行をお申出ください。再発行のための手数料は不要です。

- (3) IC チップの故障等によって、IC 対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなったことにより生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。
- (4) IC チップの故障等により、IC チップ機能が利用することができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店で IC キャッシュカードにより預金の預入れまたは払戻し、もしくは IC ローンカードにより借入れまたは返済（ただし、払戻しおよび借入れの場合は、当社が IC チップ機能が利用することができない場合の取扱いとして定めた金額を限度とします。）をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 前項による払戻しもしくは借入れをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、IC カードとともに提出してください。

7. (手数料)

- (1) 当社は、今後、金融情勢の変化等により、IC カード発行時および第 4 条第 2 項の規定に基づく有効期限を更新した新しい IC カード発行時の手数料を新設し、または変更することができます。
- (2) 前項の手数料は、IC カード対象口座から、通帳および払戻請求書（ユアパートナーの場合はユアパートナーカードおよび払戻請求書）の提出を受けずに、自動的に引き落とします。
- (3) 当社所定の期間を経過しても、手数料を引き落としできない場合は、IC カードまたは第 4 条第 2 項の規定に基づく有効期限を更新した新しい IC カードを発行しないことがあります。

8. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上